

定年前再任用短時間勤務制度の概要

任用	職	短時間勤務職員				
		①	②	③	④	
		◇勤務条件を提示して定年退職予定者の意向確認をし、希望者の中から選考により任用します。				
	対象者	◇次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1)60歳に達した日以後定年前に本県を退職した(令和8年度に退職する予定を含む)職員(医師及び歯科医師を除く)で、令和8年度末までに定年退職相当日を迎えない者 (2)令和9年度において1年間継続して勤務することができる者 (3)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者				
	採用方法	◇勤務実績等に基づく選考を行います。				
	任用	◇スタッフ職での任用となります。 ◇任期は令和9年4月1日から定年退職日相当日(定年引上げ後の新定年)までです。 (令和9年度に62歳になる者は令和11年3月31日まで、令和9年度に61歳になる者は令和13年3月31日まで) ※暫定再任用職員とは異なり、1年ごとの任用ではありません。				
	職務内容	◇常時勤務職員と同様の本格的な職務に従事します。				
勤務／休暇	勤務時間	◇週31時間 (週4日勤務)	◇週30時間 (週5日勤務)	◇週23時間15分 (週3日勤務)	◇週15時間30分 (週2日勤務)	
		◇変則勤務については、一般の常時勤務職員に準じて措置します。				
	1日の勤務時間	◇7時間45分	◇6時間	◇7時間45分		
	休暇	◇年次有給休暇の付与日数(1月1日)は、勤務時間により比例按分します。 ◇退職後、引き続き再任用された年の年次有給休暇の日数は、退職前の日数を引き継ぎます。				
給与※	給料	(給料月額)				
		適用給料表	1級	2級	3級	4級
		行政職	198,700円	226,400円	272,300円	293,600円
		研究職	230,800円	276,700円	303,800円	348,300円
		医療職(二)	199,700円	226,500円	259,800円	274,100円
		医療職(三)	248,300円	272,900円	280,400円	291,200円
		技能職	204,600円	215,900円	238,200円	260,300円
	◇従事する職の職務の級に応じた給料月額が支給されます。 ◇38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額(勤務時間比例按分)となります。					
	諸手当	◇地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する手当のうち、次の手当が支給されます。 管理職手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当(1日の勤務時間が7時間45分未満の職員にあっては、1日7時間45分までは、100/100)、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、単身赴任手当、住居手当、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)、へき地手当(準ずる手当を含む。) ◇生活関連手当(扶養手当)や人材確保の観点から設けられている手当(初任給調整手当)及び退職手当は支給されません。 ◇児童手当が市町村から支給となりますので、市町村への届出が必要となります。				
	期末勤勉手当	◇年2.345月分(成績標準者の場合)が支給されます(令和8年4月改正後の支給割合)。 ◇期末手当の支給割合(年間1.375月分) 6月＝0.687月分 12月＝0.688月分 ◇勤勉手当の支給割合(年間0.97月分) 6月＝0.485月分 12月＝0.485月分 ※勤務時間比例按分した給料の月額を基礎として算定します。				
	服務能力	服務	◇常時勤務職員と同様です。			
能率		◇	”(人事考課、職員研修、定期健康診断など)			
分限・懲戒		◇	”(			
災害補償		◇	”(地方公務員災害補償基金適用)			
共済等	医療保険	◇共済組合(短期のみ)の適用となります。			◇次のいずれかになります。 ①国民健康保険(退職者医療制度)適用 ②共済組合(任意継続)適用(退職日の前日まで引き続いて1年以上共済組合員であること、加入できる期間は2年間)	
	適用年金制度	◇厚生年金となります。 厚生部分の年金は支給される給料月額によっては、減額された年金が支給される場合もあります。 再退職後は、厚生年金(旧共済年金)と厚生年金が支給されます。			◇公的年金制度未加入者となり、給与所得停止の対象者に該当せず、年金は全額支給されます。	
		◇老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられます。 (平成25年度末定年退職者以降2年毎に1歳引き上げられます。令和8年度末定年退職者の支給開始年齢は65歳です。)				
	雇用保険	◇1週間の勤務時間が20時間以上の場合に適用となります。				

※給与については、令和8年4月1日現在のものであり、改定等が行われることがあります。